

東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン会議の傍聴に関する定め
(平成24年7月28日決定)

第1 趣旨

この要領は、東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン会議（以下「会議」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 会議の公開

- 1 会議は、これを公開とする。
- 2 会議の全部又は一部は、出席委員の過半数によりこれを非公開とすることができる。ただし、その場合には理由を明らかにしなければならない。

第3 傍聴人

会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、座長又は座長代理の許可を受けなければならない。

第4 傍聴人の定員

傍聴人の定員は10人以内とする。ただし、会議場の状況等を勘案して10人を超えての傍聴が可能であると座長又は座長代理が認めるときは、この限りでない。

第5 傍聴人の受付等

- 1 傍聴を希望する者は、受付において自己の氏名を明記し、係員の指示に従って着席しなければならない。
- 2 傍聴を希望する者は先着順により傍聴できるものとする。

第6 傍聴することができない者

次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 危険物を所持している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) その他、会議を妨害し又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

第7 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は傍聴席において静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会議場において写真撮影、録画及び録音をしないこと。ただし、事前に座長又は座長代理の許可を受けた者を除く。
- (4) 会議場において携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (5) その他、会議場の秩序を乱し、会議の妨害となる行為をしないこと。

第8 傍聴人の退場

傍聴人が第7の規定に違反していると認められる場合は、座長又は座長代理はこれを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

第9 適用

この定めは、決定の日から適用する。